

兵庫県警察自家用電気工作物保安規程

〔昭和43年5月25日〕
〔本部訓令第14号〕

（概要）

この規程は、電気事業法に基づき自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めたものである。